

## 通帳による自動機取引規定

### 1. (通帳による預金の払戻し)

- (1) 当組合がキャッシュカードを発行している預金者に限り、当組合の現金自動預入払出兼用機（以下、「自動機」という。）を使用して普通預金（総合口座取引の普通預金を含む、以下同じ。）および貯蓄預金の通帳により預金の払戻し（総合口座貸越を含む、以下同じ。）をすることができます。（但し、総合口座取引・貯蓄預金につきましては個人のお客様に限り、以下同じ）
- (2) 当組合の自動機を使用して預金を払戻すときは、自動機に通帳を挿入し、届出の暗証と金額を画面表示の操作手順にしたがって操作してください。この場合、払戻請求書の提出は必要ありません。

### 2. (通帳による預金の預入れ)

- (1) 当組合の自動機を使用して預金に預入れをする場合には、自動機の画面表示等の操作手順に従って、自動機に通帳を挿入し、現金を投入して操作してください。
- (2) 自動機による預入れは、当組合所定の種類の紙幣に限り、また、1回あたりの預入れは、当組合所定の枚数による金額の範囲内とします。

### 3. (通帳・暗証の管理等)

- (1) 当組合は、支払機または振込機の操作の際に使用された通帳が、当組合が本人に交付した通帳であること、および入力された暗証と届出の暗証とが一致することを当組合所定の方法により確認のうえ預金の払戻しを行います。
- (2) 通帳は他人に使用されないよう保管してください。暗証は生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理してください。通帳が、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかに本人から当組合に通知してください。この通知を受けたときは、直ちに通帳による預金の払戻し停止の措置を講じます。
- (3) 通帳の盗難にあった場合には、当組合所定の届出書を当組合に提出してください。

### 4. (盗難通帳による払戻し等) ※この条項は個人のお客様に限り適用させていただきます。

- (1) 通帳の盗難により、他人に当該通帳を不正使用され生じた払戻しについては、次の各号のすべてに該当する場合、本人は当組合に対して当該払戻しにかかる損害（手数料・利息を含みません）の額に相当する金額の補てんを請求することができます。
  - ① 通帳の盗難に気づいてからすみやかに、当組合への通知が行われていること
  - ② 当組合の調査に対し、預金者より十分な説明が行われていること
  - ③ 当組合に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること
- (2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが預金者の故意による場合を除き、当組合は、当組合へ通知が行われた日の30日（ただし、当組合に通知することができないやむを得ない事情があることを預金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額（以下「補てん対象額」といいます。）を前条本文にかかわらず補てんするものとします。

ただし、当該払戻しが行われたことについて、当組合が善意無過失であることおよび預金者に過失（重過失を除く）があることを当組合が証明した場合には、当組合は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。

(3) 前2項の規定は、第1項にかかる当組合への通知が、この通帳が盗取された日（通帳が盗取された日が明らかでないときは、盗取された通帳を用いて行われた不正な預金払戻しが最初に行われた日。）から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。

(4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当組合が証明した場合には、当組合は補てん責任を負いません。

① 当該払戻しが行われたことについて当組合が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること

A 当該払戻しが預金者の最大な過失により行われたこと

B 預金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと

C 預金者が、被害状況についての当組合に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと

② 通帳の盗取が戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して行われたこと

(5) 当組合が当該預金について預金者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度額において、第1項にもとづく補てんの請求には応じることができません。また、預金者が、当該払戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。

(6) 当組合が第2項の規定にもとづき補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該預金にかかる払戻請求権は消滅します。

(7) 当組合が第2項の規定により補てんを行った場合に、当組合は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された通帳により不正な払戻しを受けた者その他の第三者に対しても預金者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

## 5. (規定の適用)

この規定に定めのない事項については、当組合制定のキャッシュカード規定（個人用）またはキャッシュカード規定（法人用）により取扱います。

## 6. (規定の変更)

(1) この規定は、金融情勢の変化その他相当の事由がある場合には、変更することがあります。

(2) この規定の内容については、契約者に通知することなく変更できるものとします。当組合が変更内容を契約者に通知する場合はホームページへの掲示、その他当組合の定める方法により行います。なお、変更日以降は変更後の規定により扱うものとします。

以上

2020年4月1日 改定